内閣府公益認定等委員会事務局

民間が支える社会を目指して
～「民による公益」を担う公益法人～

目次

公益法人制度について　2

法人の信頼性を保証する認定基準　4

公益法人の活動を支える税制　6

公益法人の活動状況　7

法人の信頼性を保証する仕組み　8

公益法人制度に関する問合せ先一覧　10

内閣府

（令和3年4月）

公益法人制度について

公益法人とは

公益法人とは、公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間の法人のことです。公益法人には、志ある人の集まりである公益社団法人と、財産の集まりである公益財団法人があります。

現在、 個人の価値観が多様化し、社会のニーズも多岐にわたる中で、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっており、このような状況に対応し、多様なサービスを社会に提供できる存在として民間非営利部門の役割は重要さを増しています。

公益法人は、民間非営利部門の一翼として様々な民間公益活動を担っており、社会を支える重要な役割を果たしています。

公益法人制度の改革

公益法人制度は、明治31年(1898年)に施行された旧民法に始まります。制度が始まって以来、公益法人は民間の公益活動の担い手として大きな役割を果たしてきました。

しかし、社会が大きく変化していく中で、旧民法に基づく公益法人制度では多様化する社会のニーズに十分応えられなくなってきました。また、公益性の判断が不明瞭であるなど制度の問題点も明らかとなってきました。

こうした状況を踏まえて制度の見直しが行われ、社会が求める多様な活動を民間非営利部門が自発的に行うことができる仕組みとして、現在の公益法人制度は平成20年12月に始まりました。

公益法人の活動状況

令和元年12月1日現在、全国で9,581の公益法人が各地で活動しています。

このうち、内閣総理大臣(内閣府)が行政庁である公益法人は2,509法人、都道府県知事(都道府県)が行政庁となる公益法人は7,072法人です。

		公益法人数	
			税額控除法人数
内閣府	社　団	806	130
	財　団	1,703	337
都道府県	社　団	3,367	121
	財　団	3,705	435
合　　計		9,581	1,023

(令和元年12月1日現在)

○公益法人に関する行政庁

事務所が複数の都道府県にある法人や、複数の都道府県で公益目的事業を行うことを定款で定めている法人の行政庁は内閣総理大臣（内閣府）になります。

それ以外の法人は、事務所が所在する都道府県の知事（都道府県）が行政庁です。

公益法人制度の特徴

公益法人制度の改革によって、公益法人と一般法人（一般社団法人あるいは一般財団法人）という2つの法人類型ができました。

このうち一般法人は、登記のみで設立可能です。

一般法人が公益法人になるには、認定法に定められた基準を満たしていると、行政庁の認定を受ける必要があります。

行政庁が認定を行うに当たっては、民間有識者で構成される、国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制機関の意見を聞きます。

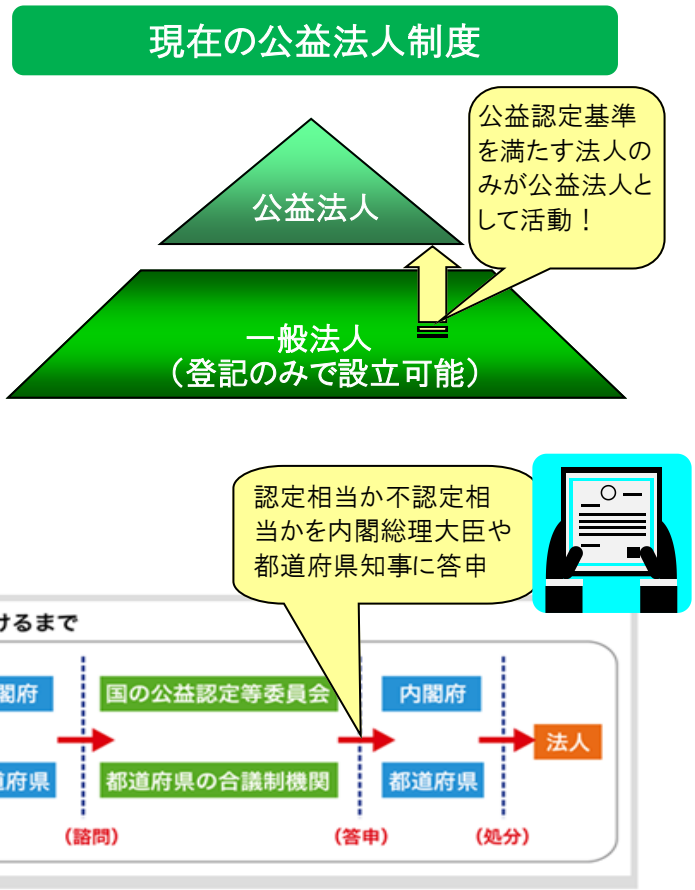

公益認定等委員会の役割

公益認定等委員会は、公益法人の認定等を判断するため、認定法に基づき内閣府に設置された機関です。国会同意人事に基づき任命された7人の委員で構成されています（任期3年）。

平成20年12月1日に現行制度が施行されて以降、公益認定等に係る内閣総理大臣の諮問について審議し答申を行うとともに、内閣総理大臣から委任を受け、公益法人等に対し報告を求め、公益法人等の事務所への立入検査等を実施するなど、法人の監督も行っています。

【公益認定等委員会の委員】（令和３年４月現在）

◎佐久間総一郎	日本製鉄（株）顧問
○小森　幹夫	公認会計士、元新日本有限責任監査法人シニアパートナー
安藤　まこと	公認会計士、安藤公認会計士共同事務所
今泉　邦子	南山大学大学院法務研究科教授
黒田　かをり	前（一財）ＣＳＯネットワーク事務局長・理事
小林　敬子	元前橋家庭裁判所所長
佐藤　彰紘	弁護士、佐藤綜合法律事務所所長

※◎委員長、○委員長代理

○公益法人制度に関わる法律（「公益法人三法」）

公益法人制度に関わる次の３つの法律をまとめて「公益法人三法」と呼びます。

・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）
・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）
・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

法人の信頼性を保証する認定基準

公益法人が満たさなければならない基準

公益法人は、不特定多数の方々の利益の増進に資するよう、新たに作られた厳格な基準が課されています（認定法第5条）。

大きく分けると、①公益に資する活動をしているかという「公益性」の基準と、②公益目的事業を行う能力・体制があるかという「ガバナンス」の基準とがあります。

①公益性～公益に資する活動をしているか～

○公益目的事業を行うことを主としていること

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益目的事業比率が50％以上であることが必要です（第1号、第8号）。

公序良俗等に反しない限り、公益目的事業以外の事業を行っても構いませんが、それによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことが必要です（第5号、第7号）。

○特定の者に特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念から見て合理性を欠くような利益や優遇のことです。公益法人は、その事業を行うに当たって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません（第3号、第4号）。

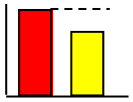

○収支相償であると見込まれること

公益法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません（第6号）。

○一定以上に財産をためこんでいないこと（遊休財産規制）

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な使途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけません（第9号）。

○その他（理事等の報酬等への規制、他の団体の支配への規制）

公益法人の理事、監事等に対する報酬等については、不当に高額にならないような支給の基準を定める必要があります（第13号）。また、実態として営利活動を行うといった事態が生じないよう、他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産を保有してはいけません（第15号）。

②ガバナンス～公益目的事業を行う能力・体制があるか～

○経理的基礎・技術的能力

公益法人が安定的かつ継続的に公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」及び「技術的能力」があることが必要です（第2号）。例えば業務を別の法人に「丸投げ」していてはいけません。

○相互に密接な関係にある理事・監事が3分の1を超えないこと

特定の利益を共通にする理事や監事が多数を占めていることにより、公益の増進に寄与するという法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれが生ずることのないよう、理事及び監事のうち、親族等、相互に密接な関係にある者の合計数は3分の1を超えてはいけません（第10号、第11号）。

○公益目的事業財産の管理について定款に定めていること

公益法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」といいます。特に、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その管理について、必要な事項を定款で定める必要があります（第16号）。

公益のために集めた財産は最後まで公益的に消費するべきものですので、①公益認定の取消しを受けたときなどは公益目的事業財産の残額を（第17号）、②解散したときは残余財産を（第18号）、それぞれ公益目的団体等に贈与する旨、定款に定める必要があります。

○その他（会計監査人設置、社員の資格の得喪に関する条件等）（第12号、第14号）

STOP 以上の基準を満たしていても、次の場合は公益認定を受けられません（欠格事由）（認定法第6条）

①理事、監事、評議員のうちに一定の要件（公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であって、取消しから5年を経過していない等）に該当する者がいる
②公益認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない
③定款又は事業計画書の内容が法令や行政機関の処分に違反している
④事業を行うに当たり法令上必要な行政機関の許認可等を受けることができない
⑤国税又は地方税の滞納処分が執行中又は滞納処分終了から3年を経過していない
⑥暴力団員等がその活動を支配している

公益認定基準や公益法人になるための手続の詳細については、「公益法人information」サイトをご覧ください。

公益法人information

公益法人の活動を支える税制

公益法人の活動を支えていくためには寄附による支援が必要です。このため、国民の皆さんが**公益法人へ寄附した場合の税制上の優遇措置**を設けています。また、法人の活動を支えるため、**公益法人自らへの税制上の優遇措置**も設けています。

①個人が公益法人へ寄附をした場合

✓所得税について、以下の優遇があります。（下図参照）

公益法人への寄附

所得控除

（所得金額 － （寄附額 － 2，000円）） × 所得税率 ＝ 税額

（注1）

所得控除額

選択可

税額控除対象の公益法人への寄附

税額控除

所得金額 × 所得税率 － （（寄附額 － 2，000円） × 40%） ＝ 税額

（注1）

税額控除額（注2）

税額控除対象法人は、令和元年12月1日時点で1，023法人（注3）

（注1） 総所得金額等の40%相当額が限度
（注2） 税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度
（注3） 寄附した先の法人が税額控除対象法人かどうかは、公益法人informationで確認することができます

たとえば、税額控除対象の公益法人に対し、1万円を寄附した場合
・・・
3，200円が所得税から控除される計算

税額控除は、高所得層よりも低所得層への減税効果が大きくなります！

【税額控除対象法人になるための要件】（①か②のいずれかが必要）
①3，000円以上の寄附者が、平均して年に100人以上
（公益目的事業費用が年間1億円未満の場合、必要な寄附者数を緩和）
かつ、寄附金額が平均して年に30万円以上
②法人の総収入金額に占める受入寄附金総額の割合が1／5以上

✓個人住民税について、以下の優遇があります。

都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）は、以下の金額を個人住民税の額から控除（税額控除）

ア 都道府県が条例指定…（寄附金額(注)－2，000円）×4%
イ 市区町村が条例指定…（寄附金額(注)－2，000円）×6%

⇒**重複指定であれば、（寄附金額(注)－2，000円）×10%**

（注）総所得金額等の30%相当額が限度

！ 公益法人へ寄附をした個人が税制上の優遇措置を受けるためには、確定申告を行う必要があります。（確定申告については、お近くの税務署等にお問い合せ下さい）

②法人が公益法人へ寄附をした場合

✓法人税について、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。（右図参照）

A:（所得金額の6.25%＋資本金等の額の0.375%）×1/2

B:（所得金額の2.5%＋資本金等の額の0.25%）×1/4

A：公益法人への寄附金の特別損金算入限度額
B：一般寄附金の損金算入限度額（Aの限度額を超えた分を含む）

③その他の寄附金等の税制優遇

✓個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税

✓個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等に係る所得税の非課税

✓消費税について、特定収入に該当しない寄附金に関する特例措置

等の特例措置があります。（措置の詳細については、ホームページ等をご覧ください）

④公益法人が行う事業等への税制優遇

✓法人税について、税法上の収益事業課税となっています。

（ただし、税法上の収益事業であっても認定法上の公益目的事業なら非課税となります。）

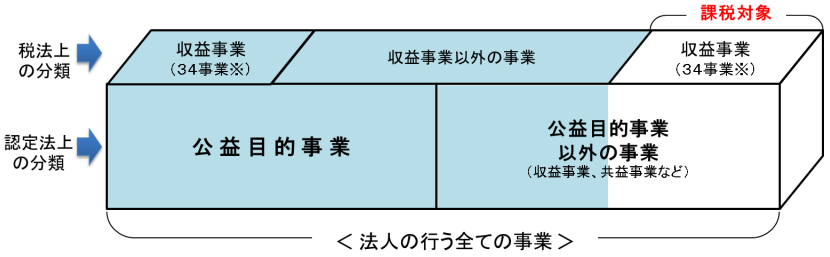

※　法人税法施行令第５条において、収益事業として規定される34事業

このほかにも、次のような特例の措置があります。

✓法人税について、「みなし寄附（公益目的事業への支出）」は、一定額まで損金算入

✓利子・配当等に係る源泉所得税の非課税

✓事業税、法人住民税、固定資産税等の一定の優遇措置

✓奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税

公益法人の活動状況

事業活動の状況

令和元年度に係る事業報告等の提出のあった公益法人の活動状況を見ると、全体で約3,769億円の寄附金収入があり、約48,116億円の公益目的事業を実施しています。また、281,128人が公益法人で働いていることが分かります。

（令和元年12月1日現在）

	合計	平均値	中央値
正味財産額(億円)	146,964	15.5	1.4
公益目的事業費(億円)	48,116	5.1	0.7
公益目的事業比率(%)	―	84.2	87.7
会費収入(億円)	1,091	3,000(万円)	300(万円)
寄附金収入(億円)	3,769	7,700(万円)	300(万円)
理事(常勤)	9,311	1	1
理事(非常勤)	121,614	13	9
職員数(うち常勤)	281,128 (216,386)	29 (23)	5 (4)

法人の信頼性を保証する仕組み

公益法人のガバナンス・情報開示

公益法人は、自立した存在として、事業運営が法令や定款に基づき適切に行われるよう自らガバナンスを図っていく必要があります。

公益法人は、国民に対して法人の事業運営の透明性を確保し、その説明責任を果たす観点から、認定法及び法人法に基づき、情報開示を行う必要があります。具体的には、事業計画書等（※1）、事業報告等（※2）を毎年度行政庁に提出するとともに、事務所に備え置き、請求があれば閲覧させる必要があります。

行政庁に提出された事業計画書及び事業報告等についても、閲覧請求により閲覧することができます。

（※1）事業計画書等
（毎事業年度開始日の前日までに作成・提出）
・事業計画書
・収支予算書　等

（※2）事業報告等
（毎事業年度経過後3か月以内に作成・提出）
・財産目録
・役員等名簿
・役員報酬等の支給基準を記載した書類
・運営組織及び事業活動の状況の概要及び重要な数値を記載した書類
・貸借対照表及びその附属明細書
・損益計算書及びその附属明細書
・事業報告及びその附属明細書
・監査報告　等

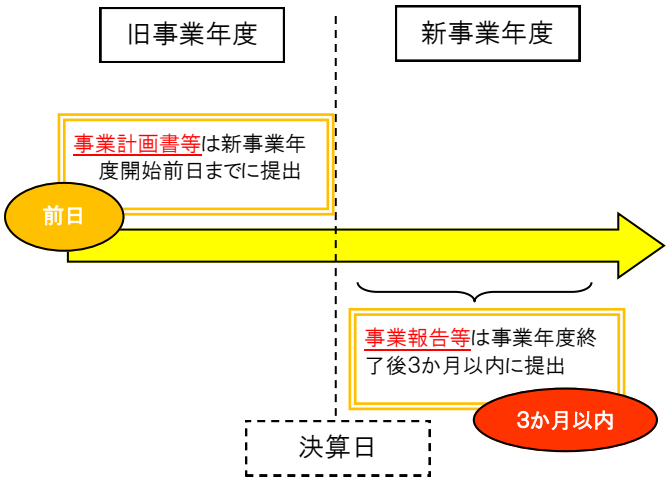

公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要

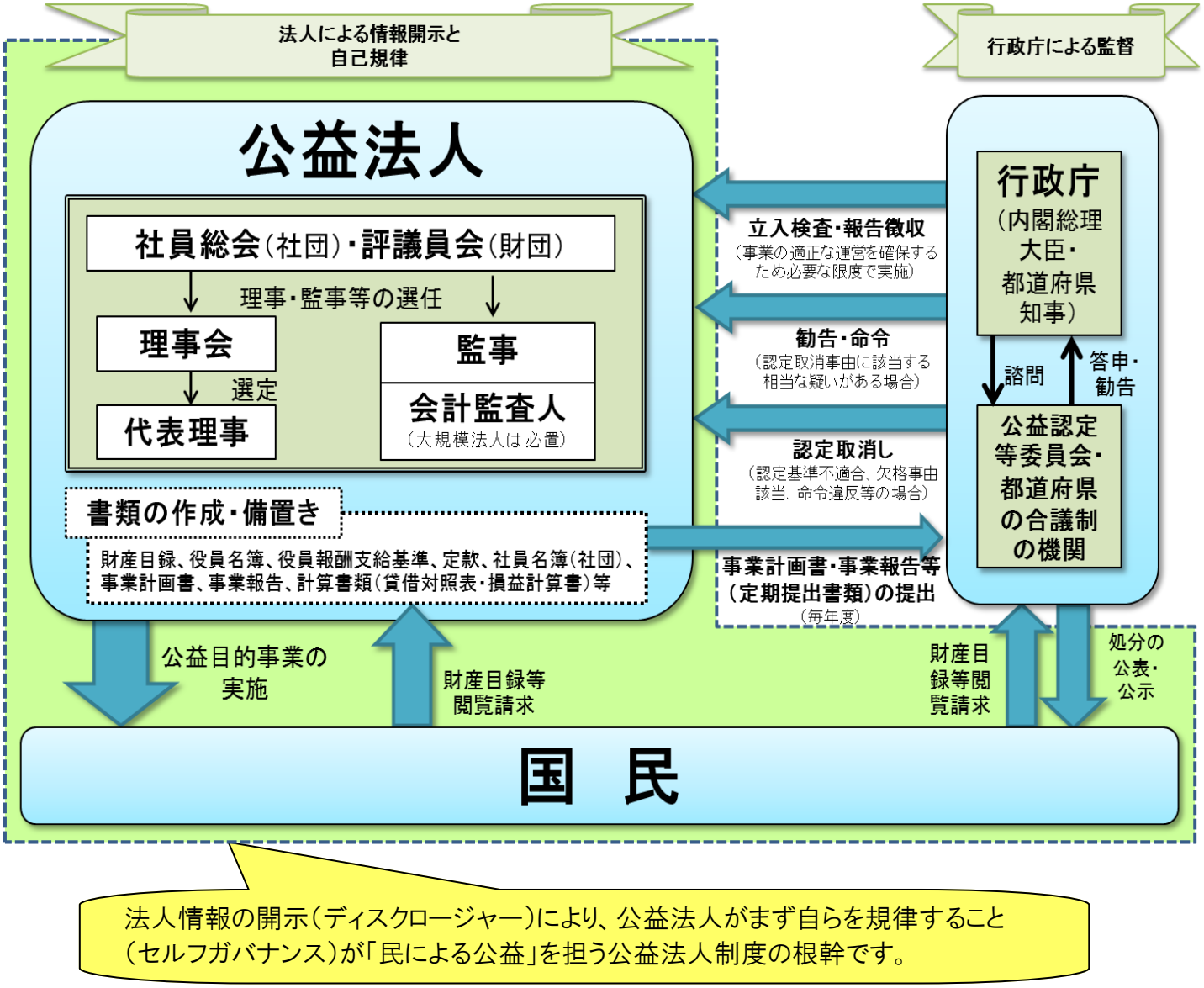

法人情報の開示（ディスクロージャー）により、公益法人がまず自らを規律すること（セルフガバナンス）が「民による公益」を担う公益法人制度の根幹です。

公益法人の監督

公益法人が自ら適切な情報開示を行い、ガバナンスを確立することが公益法人制度の基本です。行政庁による監督は、認定法などにより明確に定められた要件に基づき、公益法人の事業の適正な運営を確保するため必要な限度において行うこととされています。

具体的には、公益法人から提出される事業計画書・事業報告等により法人の事業等が認定法の公益認定基準に合致しているかなどを確認するとともに、法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において立入検査や報告徴収を行います。

認定法に違反する疑いがある場合には、勧告や命令により法人に是正を求め、場合によっては公益認定を取り消すこともあります。

これらの立入検査や報告徴収、勧告や命令は、そのほとんどが公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関が自ら実施したり、その答申や勧告を受けて行政庁が実施することとされており、民間有識者の判断に基づいて行われる仕組みとなっています。

公益法人制度に関する問合せ先一覧

令和3年4月現在

機関名			電話番号（代表/直通）
国	内閣府公益認定等委員会事務局		03―5403-9555（代）
都道府県	北海道	総務部教育･法人局法人団体課	011-204-5004（直）
	青森県	環境生活部県民生活文化課	017-734-9079（直）
	岩手県	総務部行政経営推進課	019-629-5086（直）
	宮城県	総務部私学･公益法人課	022-211-2295（直）
	秋田県	総務部総務課	018-860-1057（直）
	山形県	総務部学事文書課	023-630-2056（直）
	福島県	総務部私学･法人課	024-521-8226（直）
	茨城県	総務部総務課	029-301-2239（直）
	栃木県	経営管理部行政改革ICT推進課	028-623-2226（直）
	群馬県	生活こども部県民活動支援･広聴課	027-226-2148（直）
	埼玉県	総務部文書課	048-830-2537（直）
	千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160（直）
	東京都	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人担当	03-5320-6727（直）
	神奈川県	総務局組織人材部文書課	045-210-2461（直）
	新潟県	総務管理部法務文書課	025-280-5017（直）
	富山県	経営管理部文書総務課	076-444-3150（直）
	石川県	総務部総務課	076-225-1232（直）
	福井県	総務部情報公開･法制課	0776-20-0246（直）
	山梨県	県民生活部私学･科学振興課	055-223-1359（直）
	長野県	総務部情報公開･法務課	026-235-7057（直）
	岐阜県	総務部法務･情報公開課	058-272-1139（直）
	静岡県	経営管理部総務局法務文書課	054-221-2866（直）
	愛知県	総務局総務部法務文書課	052-954-6022（直）
	三重県	総務部行財政改革推進課	059-224-2231（直）
	滋賀県	総務部総務課公益法人･宗教法人係	077-528-3145（直）
	京都府	総務部総務調整課	075-414-4038（直）
	大阪府	総務部法務課	06-6944-6093（直）
	兵庫県	企画県民部管理局文書課公益･宗教法人班	078-362-3134（直）
	奈良県	総務部法務文書課	0742-27-8329（直）
	和歌山県	環境生活部県民活動団体室	073-441-2092（直）
	鳥取県	総務部行政監察･法人指導課	0857-26-7884（直）
	島根県	総務部総務課	0852-22-5014（直）
	岡山県	総務部総務学事課	086-226-7209（直）
	広島県	総務局総務課	082-513-2246（直）
	山口県	総務部学事文書課	083-933-2130（直）
	徳島県	監察局法人検査課	088-621-2031（直）
	香川県	総務部総務学事課	087-832-3062（直）
	愛媛県	総務部総務管理局私学文書課	089-912-2221（直）
	高知県	総務部法務文書課	088-823-9160（直）
	福岡県	総務部行政経営企画課	092-643-3030（直）
	佐賀県	総務部法務私学課	0952-25-7002（直）
	長崎県	総務部総務文書課	095-895-2114（直）
	熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課	096-333-2068（直）
	大分県	総務部法務室	097-506-2272（直）
	宮崎県	総務部総務課	0985-32-4477（直）
	鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2245（直）
	沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074（直）

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については、
公益法人インフォメーションをご覧ください。